

平成29年度第2回名張市国民健康保険運営協議会事項書

と き：平成30年2月8日（木）午後3時～

と ころ：名張市役所 庁議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 平成29年度名張市国民健康保険特別会計決算見込みについて

資料No. 1

(2) 平成30年度名張市国民健康保険特別会計予算（案）及び事業計画（案）について

資料No. 2

資料No. 3

(3) 平成30年度国民健康保険制度改正について

資料No. 4

(4) その他

4. 閉 会

平成29年度 名張市国民健康保険特別会計 決算見込

1. 国民健康保険被保険者数等の推移(年報数値)

	平成27年度	平成28年度	対前年度比	平成29年度	対前年度比
一般 (人)	18,397	18,131	98.6%	17,455	96.3%
退職 (人)	1,115	687	61.6%	255	37.1%
合計 (人)	19,512	18,818	96.4%	17,710	94.1%
うち介護2号 (人)	6,013	5,492	91.3%	4,848	88.3%
世帯数 (世帯)	11,764	11,504	97.8%	11,056	96.1%
市人口 3/31(人)	80,144	79,517	99.2%	79,263	99.7%
国保加入率 (%)	24.3%	23.7%	—	22.3%	—
市世帯数 3/31(世帯)	33,398	33,588	100.6%	33,722	100.4%
世帯加入率 (%)	35.2%	34.3%	—	32.8%	—

※ 平成29年度は平成29年12月31日現在

2. 決算状況

《歳入》

(3月補正後予算)(単位:千円)

科目	平成27年度	平成28年度	対前年度比	平成29年度	対前年度比
国民健康保険税	1,708,638	1,628,833	95.3%	1,542,600	94.7%
分担金及び負担金	5,150	5,253	102.0%	5,925	112.8%
使用料及び手数料	543	526	96.9%	600	114.1%
国庫支出金	1,835,264	1,691,451	92.2%	1,563,870	92.5%
療養給付費等交付金	405,283	432,863	106.8%	75,000	17.3%
前期高齢者交付金	2,858,656	3,198,137	111.9%	3,397,602	106.2%
県支出金	428,481	508,683	118.7%	401,389	78.9%
共同事業交付金	1,828,905	1,654,832	90.5%	1,490,000	90.0%
繰入金	704,762	445,285	63.2%	738,068	165.8%
繰越金	202,471	150,461	74.3%	261,326	173.7%
諸収入	18,721	23,518	125.6%	16,458	70.0%
合計	9,996,874	9,739,842	97.4%	9,492,838	97.5%

《歳出》

(3月補正後予算)(単位:千円)

科目	平成27年度	平成28年度	対前年度比	平成29年度	対前年度比
総務費	143,130	135,643	94.8%	145,809	107.5%
保険給付費	6,049,375	5,836,698	96.5%	5,690,370	97.5%
後期高齢者支援金	1,062,469	1,037,034	97.6%	1,030,771	99.4%
前期高齢者納付金	747	769	102.9%	3,687	479.5%
老人保健拠出金	36	29	80.6%	19	65.5%
介護納付金	381,096	309,142	81.1%	283,617	91.7%
共同事業拠出金	1,884,910	1,813,824	96.2%	1,746,010	96.3%
保健事業費	100,907	101,120	100.2%	111,173	109.9%
諸支出金	223,743	244,257	109.2%	452,193	185.1%
予備費	—	—	—	29,189	—
合計	9,846,413	9,478,516	96.3%	9,492,838	100.2%

歳入－歳出	150,461	261,326	173.7%	0	—
単年度収支	△ 52,010	110,865	—	—	—

平成30年度 名張市国民健康保険特別会計（予算案）

当初予算の状況

《歳 入》

(単位:千円)

科目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		予 算 額	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度増減	対前年度比
国民健康保険税		1,730,000	1,648,600	95.3%	1,556,200	△ 92,400	94.4%
分担金及び負担金		5,850	5,925	101.3%	5,925	0	100.0%
使用料及び手数料		300	600	200.0%	600	0	100.0%
国庫支出金		1,596,224	1,452,414	91.0%	-	△ 1,452,414	皆減
療養給付費等交付金		337,000	202,000	59.9%	-	△ 202,000	皆減
前期高齢者交付金		3,136,000	3,675,000	117.2%	-	△ 3,675,000	皆減
県支出金		348,224	345,957	99.3%	5,976,436	5,630,479	1727.5%
共同事業交付金		1,841,000	1,834,000	99.6%	-	△ 1,834,000	皆減
繰入金		651,509	526,690	80.8%	516,132	△ 10,558	98.0%
繰越金		100,000	100,000	100.0%	100,000	0	100.0%
諸収入		9,893	6,214	62.8%	9,007	2,793	144.9%
合 計		9,756,000	9,797,400	100.4%	8,164,300	△ 1,633,100	83.3%

《歳 出》

(単位:千円)

科目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		予 算 額	予 算 額	対前年度比	予 算 額	増 減	対前年度比
総務費		139,757	151,395	108.3%	132,813	△ 18,582	87.7%
保険給付費		6,054,670	6,038,670	99.7%	5,812,670	△ 226,000	96.3%
後期高齢者支援金		1,006,080	1,000,080	99.4%	-	△ 1,000,080	皆減
前期高齢者納付金		771	780	101.2%	-	△ 780	皆減
老人保健拠出金		200	200	100.0%	-	△ 200	皆減
介護納付金		318,000	300,000	94.3%	-	△ 300,000	皆減
国保事業費納付金		-	-	-	1,855,300	1,855,300	皆増
共同事業拠出金		1,837,010	1,907,010	103.8%	10	△ 1,907,000	0.0%
保健事業費		113,303	115,573	102.0%	116,632	1,059	100.9%
諸支出金		256,209	253,692	99.0%	236,875	△ 16,817	93.4%
予備費		30,000	30,000	100.0%	10,000	△ 20,000	33.3%
合 計		9,756,000	9,797,400	100.4%	8,164,300	△ 1,633,100	83.3%

平成30年度 名張市国民健康保険特別会計当初予算 前年度対比

《歳入》

(単位:千円)

科目	29年度	30年度	増減	摘要
国民健康保険税	1,648,600	1,556,200	△ 92,400	調定額の減
分担金及び負担金	5,925	5,925	0	特定健診自己負担金
使用料及び手数料	600	600	0	督促手数料
国庫支出金	1,452,414	-	△ 1,452,414	制度改正に伴い皆減
療養給付費交付金	202,000	-	△ 202,000	制度改正に伴い皆減
前期高齢者交付金	3,675,000	-	△ 3,675,000	制度改正に伴い皆減
県支出金	345,957	5,976,436	5,630,479	制度改正に伴う増 普通交付金 5,790,650 特別交付金 185,786 制度改正に伴う減 調整交付金等 345,957
共同事業交付金	1,834,000	-	△ 1,834,000	制度改正に伴い皆減
繰入金	526,690	516,132	△ 10,558	保険基盤安定繰入金 2,000減 職員給与費等繰入金 6,158減 等
繰越金	100,000	100,000	0	前年度からの繰越金
諸収入	6,214	9,007	2,793	延滞金、返納金、第三者納付金 等
合計	9,797,400	8,164,300	△ 1,633,100	

《歳出》

(単位:千円)

科目	29年度	30年度	増減	摘要
総務費	151,395	132,813	△ 18,582	電算共同処理等委託料 9,296減 等
保険給付費	6,038,670	5,812,670	△ 226,000	(一般被保険者)療養給付費 68,000減 (退職被保険者等)療養給付費 127,000減 等
後期高齢者支援金	1,000,080	-	△ 1,000,080	制度改正に伴い皆減
前期高齢者納付金	780	-	△ 780	制度改正に伴い皆減
老人保健拠出金	200	-	△ 200	制度改正に伴い皆減
介護納付金	300,000	-	△ 300,000	制度改正に伴い皆減
国保事業費納付金	-	1,855,300	1,855,300	制度改正に伴い新設
共同事業拠出金	1,907,010	10	△ 1,907,000	制度改正に伴う減
保健事業費	115,573	116,632	1,059	特定健診・プラス受診委託料等
諸支出金	253,692	236,875	△ 16,817	一般会計への繰出金(生活習慣病予防、がん対策事業、高齢者インフルエンザ対策等) 17,164減 等
予備費	30,000	10,000	△ 20,000	
合計	9,797,400	8,164,300	△ 1,633,100	

平成30年度 事業計画

1. 特定健康診査・特定保健指導

名張市特定健康診査等実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣を改善するための保健指導を行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を減少させることにより、糖尿病等の生活習慣病予防につなげることが目的の「特定健康診査」及び「特定保健指導」を行う。

【特定健康診査】

- ◇対象者 40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者
- ◇実施期間 平成30年度については調整中
平成29年度は7月～11月 個別健診実施、がん検診と同時実施
別途、特定健診がん検診のセット健診、地区集団健診を実施
- ◇受診方法 名張市から送付した受診券により、三重県内の指定医療機関又は集団健診で受診
- ◇検査内容 三重県医師会と代表保険者による委託契約に基づく健診項目
30年度から貧血検査と心電図が追加される見込み
- ◇周知方法 国保だより、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ等により
啓発
地域づくり組織と連携して受診率向上の啓発に努める
- ◇自己負担 500円
- ◇受診者への結果通知 医療機関より受診者へ直接郵送
集団健診は結果説明会にて返信

【特定保健指導】

特定健康診査の受診結果により、保健指導対象者に対して、積極的支援・動機付支援を健康・子育て支援室と連携して実施する。

2. 特定健診プラス

- ◇対象者 40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者
- ◇実施期間 平成30年度については名賀医師会と協議
平成29年は7月～11月 個別健診実施
別途、特定健診がん検診のセット健診、地区集団健診を実施
- ◇受診方法 名張市から送付した受診券により、名張市内の指定医療機関又は集団健診で受診
- ◇検査内容 特定健診検査項目に加えて、肺がん検診 等
- ◇周知方法 国保だより、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ等により
啓発
地域づくり組織と連携して受診率向上の啓発に努める
- ◇自己負担 1,000円

3. 保健事業繰出金

◇福祉子ども部、市立病院と連携して市が一体となって取り組む生活習慣病予防や、がん検診受診率の向上、結核予防等保健事業のための繰出金

生活習慣病予防重点プロジェクト事業

- ・ 特定健康診査の受診率向上
- ・ 慢性腎臓病、高血圧症の重症化の予防

がん対策事業

- ・ がん検診受診率向上

高齢者インフルエンザ・肺炎対策事業

保健師人件費負担

平成 29 年度 特定健康診査・特定保健指導等の取り組みについて

1. 平成 28 年度実績 (法定報告)

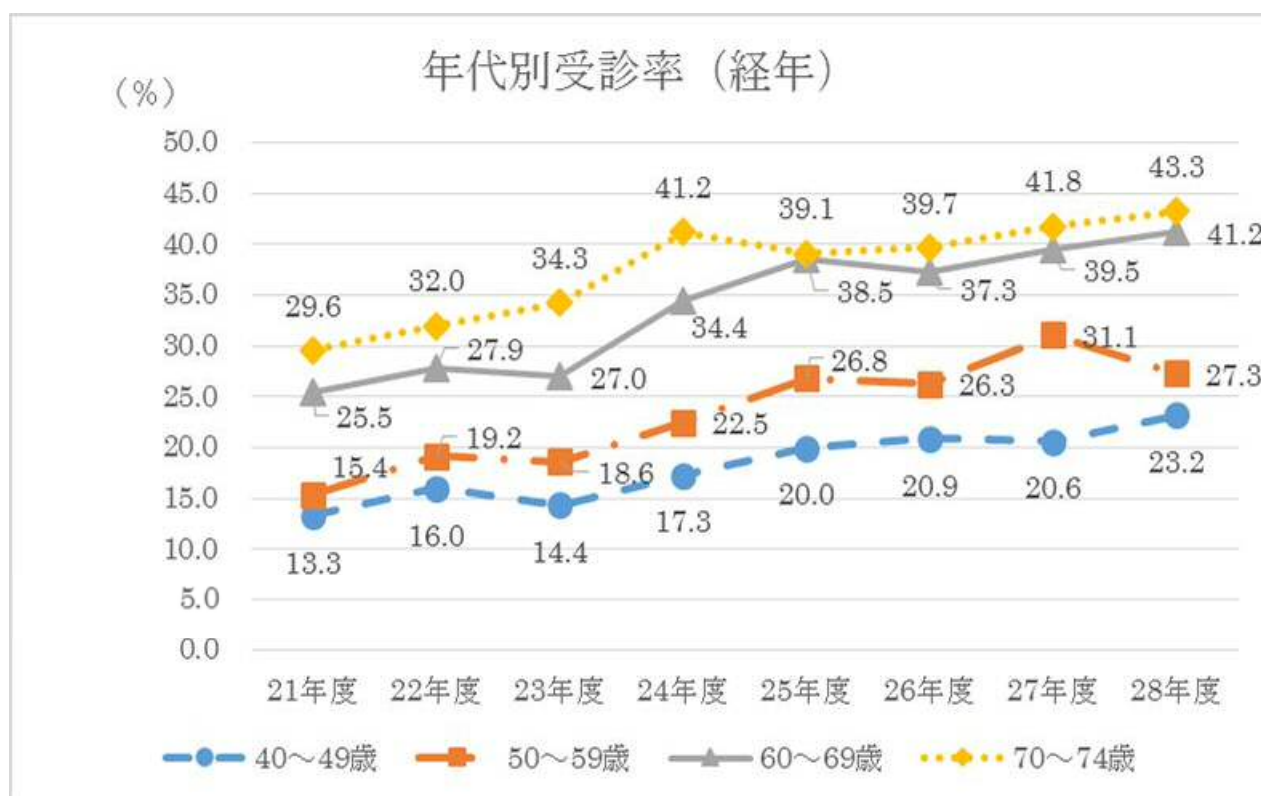
(1) 特定健診受診率

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
対象者数(人)	13,474	13,910	14,008	14,154	14,294	14,145	13,700
受診者数(人)	3,623	3,757	4,735	5,056	5,069	5,332	5,333
受診率	26.9%	27.0%	33.8%	35.7%	35.5%	37.7%	38.9%

(2) 特定保健指導実施率

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
対象者数(人)	578	549	711	733	667	687	580
実施数(人)	43	103	165	103	139	113	91
実施率	7.4%	18.8%	23.2%	14.1%	20.8%	16.4%	15.7%

※ 法定報告:対象者・受診者とも当該実施年度の1年間を通じて加入している者が対象。
(年度途中での加入・脱退等異動のあった者を除いた数)。毎年、11月頃に確定数が発表される。



2. 平成 29 年度取り組み・実績見込み状況

【取り組み】

- ・ がん検診と特定健診の集団セット健診の実施（全 7 回）
- ・ 地域での集団特定健診の実施（15 地区）
- ・ 特定健診未受診者へコールセンターによる受診勧奨
- ・ 健診受診者への特典
- ・ 集団特定健診受診者への結果説明会の実施
- ・ 集団特定健診結果説明会時、特定保健指導、初回面接同時実施
- ・ 医療機関特定健診受診者への結果勉強会の実施
- ・ 特定保健指導の実施
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業の訪問
- ・ 地域への委託：生活習慣病予防普及のための人材育成事業委託
- ・ 健康づくりポイント制度「名張ケンコー！マイレージ」の本格実施

【実績見込み】

- ・ 1 月請求分での総受診者数 4,723 人

◇特定健診総受診者数

年度	特定健診の 総受診者数	うち、特定健診プラス		
		受診者数	受診割合	備考
22 年度	3,980 人	2,362 人	59.3%	特定健診プラスの名称へ。 自己負担額 2,000 円
23 年度	4,005 人	2,536 人	63.3%	
24 年度	5,127 人	3,738 人	72.9%	自己負担額 1,000 円
25 年度	5,409 人	4,117 人	76.1%	
26 年度	5,461 人	4,372 人	80.1%	
27 年度	5,332 人	4,620 人	86.6%	
28 年度	5,792 人	4,786 人	82.6%	
29 年度 (1 月請求 分まで)	4,723 人	4,308 人	91.2%	

3. 平成 30 年度の取り組み予定

- ・ がん検診と特定健診の集団セット健診の実施
- ・ 未受診者への受診勧奨、啓発を強化
- ・ 地域と協働で特定健診受診率向上への取り組み
- ・ データヘルス計画の推進
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・ 健康づくりポイント制度の実施

平成30年度 国民健康保険制度改正（予定）について

1. 国民健康保険税 軽減措置の見直し

◇施行日 平成30年4月1日から

◇内 容 国民健康保険税の軽減措置（均等割額・平等割額）について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を27.5万円（現行27万円）とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を50万円（現行49万円）とする。なお、7割軽減にかかる判定所得の見直しはなし。

○5割軽減の判定所得

現 行 基礎控除額(33万円) + 27.0万円 × (被保険者数)

改正後 基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数)

○2割軽減の判定所得

現 行 基礎控除額(33万円) + 49.0万円 × (被保険者数)

改正後 基礎控除額(33万円) + 50.0万円 × (被保険者数)

2. 国民健康保険税 課税限度額の見直し

◇施行日 平成30年4月1日から

◇内 容 国民健康保険税に係る課税限度額について、基礎課税額を58万円（現行54万円）とする。

	現 行	改正後
医療分（基礎課税額）	54万円	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合 計	89万円	<u>93万円</u>

3. 高額療養費制度の見直し

◇施行日 平成30年8月1日から

◇内 容 同一の月内の医療費の支払いが一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が支給される高額療養費制度で、70歳以上の方の自己負担限度額が見直しされる。

（資料NO. 4－別紙1 参照）

4. 入院時居住費の患者負担の見直し

◇施行日 平成30年4月1日から

◇内 容 65歳以上の高齢者が療養病床に入院するときは支払う居住費の自己負担が見直しされる。

（資料NO. 4－別紙2 参照）

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
(※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + 1% <140,100円>	
年収770万～1160万円 標報53～79万円 課税所得380万円以上		167,400円 + 1% <93,000円>
年収370万～770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上		80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む
<>内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額(多数回該当)

入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

<現行>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	320円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	0円/日
難病患者	

<平成29年10月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	200円/日
難病患者	0円/日

<平成30年4月～>

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の 高い者)	
難病患者	0円/日

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円/日から370円/日に引き上がっている。